

平成 27 年第 10 回美郷町議会定例会

議事日程 (第 3 号)

平成 27 年 12 月 17 日 (木曜日) 午前 10 時開議

議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 76 号 字の区域の変更について
- 第 2 議案第 77 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 3 議案第 78 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 4 議案第 79 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 80 号 美郷町中小企業振興条例の制定について
- 第 6 議案第 81 号 美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正について
- 第 7 議案第 82 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 83 号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 84 号 指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 85 号 平成 27 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号
- 第 11 議案第 86 号 平成 27 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 12 議案第 87 号 平成 27 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 13 議案第 88 号 平成 27 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 14 議案第 89 号 平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号

陳情審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)

- 第 15 陳情第 11 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書
- 第 16 陳情第 12 号 安全保障関連 2 法 (国際平和支援法、平和安全法整備法) 廃止の意見書提出を求める陳情について

追加議案審議

- 追加日程第 1 発議第 7 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
6番	泉繁夫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

5番 村田薫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君	農業委員会 会長	高橋正尚君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂基	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

5番、村田 薫君から欠席の届け出がなされております。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

日程に入る前に、きのうの一般質問で町長より答弁についての訂正がありますので、町長、お願いします。

○町長（松田知己君） 昨日の村田議員のグリーンベルトの設置についてのご質問に対する答弁において、言い間違いがありましたので訂正いたします。

色合い等について、「自動車走行ができない緑樹帯」と言うべきところを、誤りまして色合い等について「自動車走行ができる」と私が申し上げましたので、「自動車走行ができない緑樹帯」が正しいということで訂正させていただきます。済みませんでした。

○議長（高橋 猛君） それでは、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第76号 字の区域の変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 字の区域の変更については原案のとおり決しました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第77号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第78号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第78号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第79号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。よって、議案第79号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第80号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第80号 美郷町中小企業振興条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 美郷町中小企業振興条例の制

定については原案のとおり決しました。

◎議案第81号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第81号 美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第82号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第82号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第83号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第85号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 53ページ、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金についてですけれども、乗合タクシーの増加ということですが、利便性の一定の向上はあったと思います。そういうので増加にもちろんなっていることと思いますが、利用者の方々から土日の運行などを求める声も上がっています。今後のさらなる利便性の向上などについて、どのように協議会などでは検討されているのか、改善点とかそういう今後の状況についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員からお話がありました土日の運行につきましては、当然以前から話がございます再生協議会の中でも検討をしているところでございます。ただ、運行等につきましては、当然民間の事業者、バス事業者ですとかタクシー事業者の営業の内容に影響を与えるものですので、その関係事業者といろいろ意見交換をしながら検討を進めているところであります。

ただ、一部の考え方というか意見でございますけれども、お医者さん、医療機関については日曜日はお休みというふうなこともありますし、タクシー事業者の話を知るとなかなか需要もないのではというふうな意見もありますので、そこら辺はニーズ等いろいろ勘案しながら再生協議会のほうで検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。11番、熊谷隆一君。

○11番（熊谷隆一君） 64ページ・65ページの11款災害復旧費、真昼岳の関係というか、峰越林道のことだと思いますけれども、国のほうからも予算がくるとのことですけれども、当然もう冬期間に入りまして工事は今はできないだろうと思いますが、その見通しと、道路の維持管理等について、これからも町道として維持管理していくと思いますけれども、その見通し等についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林宏和君） ご質問にお答えいたします。

今現段階の話なんですけども、国の査定につきましては、10月の8日・9日、2日間にわたって査定していただいております。こちらの申請額について全額認定していただいたところですが、今後の工事請負費2,400万円ほどの金額を補正させていただいておりますが、現段階では秋田県知事から国庫負担災害復旧着工承認という通知をいただいた上で発注ということになります。定期的に降雪期に入りますので、その後繰越明許等今後協議していきたいと思います。来年度の、その上で工事、夏場までにはどうにかできないかと考えておりますが、いずれ完成後安全を確認した上で通行どめを解除したいと。いろいろ斜面等結構急斜面がその途上にありますが、その都度維持補修してございますので、今後もそこら辺を観光客、登山客のことを考えながら維持補修に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 同じく53ページなんですけど、賦課徴収費に関連してですが、課税ミスなどの、これを防ぐための手厚いチェック体制というのが求められていると思いますけれども、これからどのようにしていこうとしているのか伺います。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正におきましては、その誤りの原因と申しますのが合併以前の事務体制の中で生じたものということでありまして、このような課税ミスが再び起こらないようにするというのはもちろんでございますが、直接的には合併前のミスということでございます。

ただし、同じミスではありませんが、このようなミスを繰り返さないような体制といたしまして、税務課では、まず一つは今まで各税目の担当者が用いていた事務マニュアルを共通化いたしまして、全員が自分の担当でないものも、その事務マニュアルを理解すると。そして自分が担当してる税目以外のものもチェックできるような知識を備えつけると。当然課内におきましては稟議書類等が各職員間を回り、印鑑を押して決裁いたしますが、その際に自分以外の担当する文書が回ってきたら、そのマニュアルを読み込んだ上でチェックすると。いわゆる職員相互間のチェック体制を整えるということをこれからも推進してまいりまして、事務ミスなどが起きないような対応をとってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号は原案のとおり決しました。

◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第86号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第12、議案第87号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第88号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第89号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎陳情第11号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第15、陳情第11号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、武藤 威君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 武藤 威君 登壇)

○教育民生常任委員長(武藤 威君) 本定例会12月8日の本会議におき、当委員会に審査を付託されました陳情第11号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

12月14日午前10時より全委員出席のもと、当委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査では団塊の世代の介護が必要とされる時代が近づく中、介護保険の充実が求められる。特に介護職員の処遇改善は重要なことだ。国では介護職員の処遇改善加算を引き上げ、賃金改善に向けているようだが、低賃金、重労働であるという声が多く聞かれる。介護の質や利用者の安全への影響を考えると人員配置基準の改善は必要で、その費用は国で対応してもらいたいという意見がありました。

また、労働者の処遇改善を図ることは必要なことだが、人員配置基準の改善は雇用する経営者から見ると大変厳しいことではないか。それを国で負担するという事は財源的に難しいと感じるので陳情が妥当か、もう少し時間をかけて審査すべきではないかという意見もありました。

採決の結果、継続審査とすべきもの・1人、採択すべきもの・4人となり、当委員会としては

採択とすべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第11号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書は教育民生常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、陳情第12号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、森元淑雄君、登壇願います。

（総務常任委員長 森元淑雄君 登壇）

○総務常任委員長（森元淑雄君） 本定例会の12月8日本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第12号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情についての審査経過と結果を、ご報告申し上げます。

12月11日午前10時、全委員出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。審査では、全委員の意見を伺いました。

内容については、日本はこれまで戦争・紛争に参加しないうるが、社会情勢が不安定になってきており、将来自国や友好国が武力により攻撃されたときに黙って見ているわけにはいかない。これら2法はそういったことに向かう姿勢を整えるための法整備と捉えている。戦争を起こすためだけでなく自国を守るために必要な法律であり、一定の軍事力を持つことによるパワーバランスが必要だ。集団的自衛権の行使は極めて重要な事案に対してのみであると解釈している。曖昧

な態度ではなく、しっかりとした法整備は必要であるとの意見がある一方、法整備によって他国に脅威を抱かせ、敵対する国には明確な敵意を示すことだ。この法律がこの先戦争をして構わないという解釈になることが懸念される。武力で物事をおさめることに賛成できないとの意見もありました。

採決の結果、採択にすべきもの・1名、不採択にすべきもの・4名となり、当委員会としては不採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言者あり）陳情に対して賛成の討論ですか。

まず、陳情に対する賛成者の発言を許可します。9番、泉 美和子君、登壇願います。

○9番（泉 美和子君） 陳情第12号に賛成の立場から討論いたします。

9月19日に可決・成立した安全保障関連法は十分な国会審議を経ることなく国民の圧倒的多数の反対の声を無視して強行されたものです。審議をすればするほど反対の声が広がり、各種世論調査でも「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは国民の理解を得られなかったことを示すものです。また、法律成立後の世論調査でも、いずれも「成立を評価しない」「反対」が過半数となっています。そして、この法律に反対する大きな理由になっているのが憲法違反という問題です。その点を尋ねた世論調査では「憲法違反だと思う」という人がいずれも過半数となっています。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることは明らかとなりました。戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使、そのどれもが憲法9条を壊し、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。

そもそも集団的自衛権とは「自衛」という名前がついていますが、自分の国が攻撃されていないにもかかわらず他国での軍事行動ができるということです。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安全保障関連法は憲法違反だと述べていることは重大です。集団的自衛権行使について元内閣法制局長官の阪田雅裕氏は「進んで戦争に参加するということですから、つまり敵となる相手国に我が国領土を攻撃する大義名分を与えるということであるわけで、国民を守るというよりは進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない」と述べています。また、元最高裁長官の山口 繁氏は、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反であることを指摘するとともに、「今回のようにこれまでだめだといっていたものを解釈で変

更してしまえばなし崩しになっていく。立憲主義や法治主義の建前が揺らぎ、憲法や法律によって権力行使を抑制したり恣意的な政治から国民を保護したりすることができなくなってしまう」と述べています。

どのような政権であっても、国民から負託されているのは憲法に従って政治を行うことです。それが立憲主義です。選挙で多数をとれば何をやってもいいというのは立憲主義と民主主義を否定する独裁政治への道です。安全保障関連法、戦争法によって国民の命と権利、自由が根底から覆される明白な危険が生まれています。法律成立後3カ月になろうとしています、廃止を求める声と運動は静まることはありません。野党共闘を求める声や2,000万署名運動へと広がっています。住民の安全と命を脅かす、この法律は廃止すべきです。ぜひ陳情は採択して国に意見書を提出すべきと考えますので、委員長報告には反対いたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者5名）

○議長（高橋 猛君） 起立少数です。

次に、陳情第12号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者11名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、陳情第12号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情については、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

（午前10時33分）

（午前10時34分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分)

(午前10時35分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第7号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、発議第7号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第7号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第2、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

総務、教育民生、産業建設、議会広報の各常任委員長、議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審

査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第10回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時37分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成27年12月17日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 深 沢 義 一

署 名 議 員 澁 谷 俊 二